

「二〇一七年度大会シンポジウム」特集 日本思想史学会創立五〇周年記念シンポジウム第一回…対立と調和

第三セッション 日本思想とジェンダー…神道における女性観の形成——日本思想史の問題として——

小平 美香

1 はじめに

明治初年に始まる大教宣布では、神職や僧侶らが「敬神愛国、天理人道、皇上奉戴・朝旨遵守」の「三条の教則」(三条教憲)に基づいて、神道を中心としたいわゆる国民教化運動を行った。

この様子を描いたものに、明治六年(一八七三)に発行された仮名垣魯文『三則教の捷徑^{ちかみち}』の口絵⁽¹⁾がある。神社の神前で直垂を付けた神職と思しき人物が「教導職」として説教をし、老若男女がうち揃いそれを聞いている。この絵で注目したいのが、左上に描かれた竹の棒である。

同六年の教導職の記録⁽²⁾には、祭祀儀礼について細かく記されており「教化」といわれるものの実態は、説教はもとより儀礼のもつ比重が、実はかなり大きいものであったことが窺われる。説教講席を設ける手順には、「講席男女ヲ分ツべき事」という一項が記されており、これに則れば図に描かれた竹の棒は、男女の席を分ける対応であったことが了解されよう。こうした男女別という思考や行動様式は、明治時代の国民教化の中にとどまらず、現代の日常生活での自然なふるまいにもみられるところである。

本報告は、「日本思想とジェンダー」というテーマに従い、東アジアの思想の影響を受けながら、律令国家形成と共に神祇祭祀が「神道」として形づくられていく過程にジ



仮名垣魯文『三則教の捷徑』の口絵（明治六年七月刊。国立国会図書館デジタルコレクション）

エンダーの視点を加え、現代社会にもつながる日本思想史の問題として、「神道」における女性観の形成について考える試みである。

2 神道における女性観をめぐる

「神道」における女性観を考えるにあたって、まず挙げられるのが、柳田国男の「妹の力」に代表される「女性の霊力」という概念であろう。祭祀と女性の関係を、女性の霊能や神秘性で説く「女性の霊力」は「文学」をはじめ「民俗学」や「女性史」の分野で説かれ、その後その是非をめぐる「歴史学」や「民俗学」等でさまざまに議論されてきた。^③

その一方で女性が参加することができない祭祀儀礼の存在や、聖域に女性の立ち入りを禁ずるなど「女性の忌避」という現象もある。この「女性の霊力」という概念と「女性の忌避」という現象は、一見対立するようにみえて、いずれも女性は男性とは異なるもの、あるいは女性の特殊性が前提であり、根底にあるのは「男女の別」であろう。しかし、歴史を遡ると、中国の歴史書には「男女の別無い」三世紀の倭国の様子が記されている。

其俗拳事行来、有所云為、輒灼骨而卜、以占吉凶。先告所卜、其辞如令龜法。視火垢占兆。其会同坐起、父子・男女無別。人性嗜酒。見大人所敬、但搏手以當跪拜。^④（『三国志』倭人）

右のような三世紀の倭人の「会同」、すなわち公的な会合の場における男女の別や父子の序列のない様子に対し、次のように『礼記』において、男女は峻別されるべきものとして記されている。

3 『礼記』における男女の別

男女有別、然後父子親、父子親然後義生。義生然後礼作、礼作然後万物安。無別無義、禽獸之道也。〔郊特牲〕

敬慎重正。而后親之。礼之大体。而所以成男女之別。而立夫婦之義也。男女有別。而后夫婦有義。夫婦有義。而后父子有親。父子有親而后君臣有正。故曰。昏礼者礼之本也。〔昏儀〕

化不時則不生、男女無弃則乱升。天地之情也。〔樂記〕

礼始於謹夫婦。為宮室、弁外内。男子居外。女子居内、深宮固門、閤寺守之。男不入、女不出。〔中略〕少事長、賤事貴、咸如之。〔内則〕

男不言内、女不言外。非祭非喪、不相授器。〔同右〕

これらの記事にみられるように、『礼記』では父子、夫婦における「男女の別」や男女の領域としての「内」「外」

とが徹底して別けられている。こうした『礼記』の「男女の弁別」の記述は、単に男女を区別しているのではなく、それが天地や陰陽の別とも対応した儒教の「礼」の思想につながるものとして考えられていることがよみとれよう。さらに次のような七世紀の遣隋使を通じた国交儀礼を記す『隋書』を読み合わせてみると、「惟新」を果たした「礼儀の国」としての隋に対して、「礼儀」を知らない「夷人」の倭王が対比して記されていることが鮮やかに浮かび上がってくる。

倭王遣小德阿鞞台、従数百人、設儀仗、鳴鼓角来迎。

〔中略〕其王與清相見、大悦、曰、我聞海西有大隋、礼義之國。故遣朝貢。我夷人、僻在海隅、不聞礼義。是以稽留境内、不即相見。今故清道飾館、以待大使、冀聞大國惟新之化。〔隋書〕倭国〕

こうした「礼」に関わる隋と倭との関係から推測すると、三世紀の倭の会同における「男女無別」の記述は、なによりも「礼」を重視する文明国としての中国から見た「非文明国」としての「倭国」のありかたを示す表現であることが考えられるのである。

4 男女無別から男女有別へ

しかし八世紀末の桓武朝になると、男女の別に関わる「禁制」が太政官符^⑥で出されている。これらの禁制には、公私の会集において男女の混沌は俗を破り風を損なうものであり、礼典における「彝倫^{いりん}」として「男女有別」を重視した姿勢がみられ、さらに畿内の夜祭における歌舞については、「男女無別」「上下失序」は法に違い、俗を破るものとして厳しく取り締まるべきことが記されている。

近年の古代女性史における女官の研究によれば、古代日本の律令官僚機構は、二官八省、地方官において女性排除を原則としているものの、一方で女官と男官との共労体制が温存されているという。主に天皇の身体守護の神々「八神」を祀る律令祭祀とその祭祀を専ら担う、「御巫^{みかんなぎ}」という官の女性神職たちが存在していたものの、「御巫」は官人として「職員令」に位置づけられていない。こうした「御巫」の例もこれに該当しよう。このような体制を女性の「包摂」とみなし、「排除」と「包摂」という対立する理念が一つの制度に存在することは日本の律令官僚制、女官制度の特徴として指摘されている^⑦。

実際「女官」という職名も令制以後のもので、令制以前

は男女ともに「宮人」と称されていたのが、八世紀後半になると女性の宮人は男性と区別がなされ「女官」と称されたことがわかっており、次第に男女の区別が徹底されていくことが了解される。また五位以上の位階を勅授する「叙位」の儀式は、男女同日に行われていたものが、男女別日となり「女叙位」と称する女性だけの儀式が創設される。こうした変化はいずれも八世紀を画期としていることから、律令制の浸透と共に、儒教における「男女有別」の礼の思想が祭祀儀礼にも定着していくことが考えられよう^⑧。

また『日本書紀』景行天皇の条では、日本武尊による東征を次のように記している。

其の東の夷は、識性暴び強し。凌犯を宗と為す。村に長無く、邑に首勿し。(中略) 其の東の夷の中に、蝦夷は是尤だ強し。男女交り居りて、父子別無し。冬は穴に宿ね、夏は櫟に住む。毛を衣き血を飲み、昆弟相疑ふ。(『日本書紀』巻第七、景行天皇)

このように『日本書紀』には、「東夷」について、前述の『三国志』での倭人に対する表現ながら、蛮族の習俗として「男女・父子」の無別を記している。こうした律令導入による「男女の弁別」はまた、当時の日本の文明開化を意味するものと考えられよう。『日本書紀』冒頭、混沌から天と地が別かれることによってこの世の始まりを説き、

国生み神生みを行うイザナキ・イザナミを陰陽の象徴にあてはめ「陽神」「陰神」と表記したように、神道の女性観は「男女有別」を原則とする「礼」の思想に基づいた儒教におけるジェンダーの受容が確認できる¹⁰⁾。

統一国家形成にあたり、文明として「儒教」をはじめ「律令」あるいは「漢字」が、導入される中で、『礼記』にみられるような男女を別ける原理・原則の影響をうけ、さらに仏教の女性観の影響を受けながら「神道」の女性観も次第に形成されていったと考えられよう。

5 前近代における祭祀儀礼

一方で、八世紀から十世紀の古代日本の共同体祭祀において、男女が集い祭祀を行い、直会をし、あるいは男女が共に祭祀に参列する姿が、神祇令や『風土記』などを始め古代の様々な資料に散見することは、歴史学や女性史の研究で指摘されるところである。伊勢の神宮における古記録、九世紀の『皇太神宮儀式帳』によると、式年遷宮の「遷御」と称される神体を新宮に遷す際の「人垣」の列は、禰宜、物忌らのほか、男女同数の各三十人の人々で構成されている¹¹⁾。この祭祀に関わった女性たちは、装束の内訳によると「物忌」といわれる童女の神職と共に、禰宜、内人ら

在地神職の妻たちである。伊勢の神宮という国家的な律令祭祀の場で、最も神体に近づく「遷御」という重要な祭祀儀礼への妻たちの関与は、令制以前の古代の共同体祭祀の原初的形態を映し出すものであろう¹²⁾。

中世になると神宮では、神職の妻らによる祭祀儀礼への関わりはみられなくなる。しかし奈良の春日社で、「神楽男」と「神子」が夫婦で祈禱神楽を担っていた例があるように、中世以降も、古代の神宮にみられた令制以前の男女すなわち夫婦や親子による祭祀儀礼への関与の事例は、諸社の史料にもみられるところである¹³⁾。

律令や儒教の受容によって、男女別の礼の思想が浸透し祭祀儀礼が変質するなかにあつて、一方ではこのように歴史的に男女が共に関わる祭祀儀礼が併存しており、そのこともまた、神道の女性観を考えるうえで重要な側面として指摘できよう。

6 まとめ——近代以降の男女有別

明治五年（一八七二）に公布された「学制」では男女皆学をうたい、近代的な学校が設立される。こうした状況のなかで、文部省は同年、官立の「女学校」を設立、近代的な女子教育が始まる。一方、当時文部省と合併していた教

部省でも、国民教化の拠点として「学校」同様、学区制をもとに、大、中、小の「教院」を設け、さらに「女学校」さながら、明治六年（一八七三）、女性教導職の拠点として「女教院」を別に設立、女性が教導職の養成に関わり、教化活動としての説教、祭祀儀礼を行っている¹⁴。

女性教導職による国民教化の実践は、近代的な女子教育の推進とも連動した「開化」の流れの一端とみえるが、この直後、古代の律令官制度さながら、女性は国家官吏たる神官となることが認められない結論が下されている¹⁵。また学校教育でも明治十二年以降、「男女別学」が基本となり、双方とも戦後までその状況が続く。このようにみえてくると、近代における教化・教育にも「男女別」という儒教思想の原則が貫かれていることが窺えよう。

明治十二年（一八七九）、明治天皇によって示された教学の根本方針である「教学聖旨」では、西欧文化に対して、儒教の徳目は「国典」「訓典」に組み込まれ「祖宗・祖訓」の伝統とみなされている。古代において「文明」であった儒教思想は、明治の文明開化にあたり再び重視されるなかで、国の伝統として位置付けられていた。

昭和初期の男女別学の状況のもと「男女共学」を主張した小泉郁子は「あらゆる社会の不調和は両性間の不調和だ」といふ事は必ずしも過言ではない」と述べている¹⁶。

「男女共同参画社会」が謳われる現代で、なお両性の調和を模索するとすれば、日常生活のふるまいに至るまで私たちを規定している「慣例」、あるいは「伝統」と称されるものの成り立ちをふまえ、古代からそうであったように国際的視野をもって新しい秩序を考える視点が求められるだろう。それには歴史学のみならず歴史の思想背景を明らかにしてきた日本思想史という学問の蓄積が生かされるのではないか。一方、日本思想史にとってのジェンダー視点は、現代の社会問題と切り結ぶ領域をさらに大きく広げるものと考ええる。

7 報告に対して

以上の報告に対して、当日の討論では、女性の教育と教化の連続性についてのコメント、また古代の神宮をはじめとする女性に限られた祭祀上の役割や祭祀者の実態から、改めて「女性の霊力」をどうとらえるかなど、今後の研究に重要なご指摘や問題提起をいただいた。またフロアからは、水戸藩における女性不在の釈奠について貴重なご教示があった。

近年、日本思想史研究の課題や論点として、女性の活動を加えた視点やジェンダー史との接続が指摘されている¹⁷。

こうした動向も踏まえつつ、前近代における儒教の礼制受容と儀礼の日本化をはじめ、近代教育と教化の観点から、神道の女性観の形成とその展開を日本思想史の問題として考えていきたい。

注

- (1) 仮名垣魯文『三則教の捷徑』（明治六年、国立国会図書館デジタルコレクション）。
- (2) 戸田忠友「教導職神官在職中之記一」（『戸田家文書』二〇七、宇都宮大学学術情報リポジトリ）による。
- (3) 「妹の力」に関する研究史は、佐伯順子「妹の力」と日本型「女性性」——その歴史性と汎文化性」（『岩波講座日本の思想六』岩波書店、二〇一三年）参照。
- (4) 『三国志』『隋書』原文は藤堂明保他訳注『倭国伝——中国正史に描かれた日本』（講談社学術文庫、二〇一〇年）による。
- (5) 竹内照夫『新釈漢文大系 礼記』中・下巻（明治書院、一九七七年、一九七九年）。
- (6) 太政官符「禁断会集之時男女混雜事」延暦十六年（七九七）七月十一日、「禁制両京畿内夜祭歌舞事」延暦十七年（七九八）十月四日（『類聚三代格』卷十九、禁制事）。
- (7) 女官の研究については、伊集院葉子「女性の「排除」と「包摂」——古代の権力システムのなかの女官」（総合

女性史学会編『女性官僚の歴史——古代女官から現代キャリアまで』（吉川弘文館、二〇一三年）、『日本古代女官の研究』（吉川弘文館、二〇一六年）参照。

- (8) 古代日本の礼と儒教思想の継受については、西本昌弘『日本古代儀礼成立史の研究』（塙書房、一九九七年）、大隅清陽『律令官制と礼秩序の研究』（吉川弘文館、二〇一一年）、大津透『律令と天皇』（『日本思想史講座1』ぺりかん社、二〇一二年）等を参照。

- (9) 坂本太郎他校注『日本書紀上』（岩波書店、一九六七年）三〇一頁。

- (10) 儒教の女性観について論じた近年の研究には、任夢溪『「礼記」における女性観——儒教的女子教育の起点』（『文化交渉・東アジア文化研究科院生論集』四号、関西大学大学院東アジア文化研究科、二〇一五年）等がある。

- (11) 「新宮遷奉御装束用物事」（『皇太神宮儀式帳』、『神道大系 神宮編一』神道大系編纂会、一九七九年）五二頁。

- (12) 『延暦儀式帳』から国家的祭祀に変容する以前の神宮における女性と祭祀の関わりの原型について検討した主な研究として、義江明子「古代の日本女性と祭祀」（吉川弘文館、一九九六年）が挙げられる。

- (13) 紙幅の関係からこうした具体例の史料を列挙しなかったが、詳細は拙著『女性神職の近代——神祇儀礼・行政における祭祀者の研究』（ぺりかん社、二〇〇九年）、「神

社・神道をめぐる女性たちの諸相——祭祀儀礼と国民教化を中心に」(『立教大学ジェンダーフォーラム年報』十八号、立教大学ジェンダーフォーラム、二〇一七年)を参照いただきたい。

(14) 「女教院」については拙稿「国民教化政策と女教院——復古と開化をめぐる」(『人文』十号、学習院大学人文科学研究所、二〇一一年)、『昭憲皇太后からたどる近代』(ペリカン社、二〇一四年)、『神社・神道をめぐる女性たちの諸相』(前掲)で論じた。

(15) 前掲『女性神職の近代』。

(16) 小泉郁子「明日の女性教育」(五味百合子監修『近代婦人問題名著選集 社会問題編二』日本図書センター、一九八三年)一〇〇頁。男女共学論史については、小稲絵梨奈「日本における男女共学論の歴史と背景——小泉郁子の思想」(『武庫川女子大学大学院教育学研究論集』七、二〇一二年)参照。

(17) 吉田一彦「女性と仏教」(『日本思想史講座1』ペリカン社、二〇一二年)、川村邦光「性とジェンダー——方法としてのジェンダーの視点」(『日本思想史講座5』ペリカン社)、永岡崇「民衆宗教研究の現在——ナラティブの解体に向き合う」(『日本思想史学』四九号、日本思想史学会、二〇一七年)など、近年の日本思想史研究の中で、こうした指摘がなされている。